

第1 総論

1 実施計画策定の目的

総合計画「輝きプラン」は、まちづくりを総合的・計画的に進める上で根幹となる計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、市の最上位計画として位置付けています。

市では、令和2年12月に第三次基本構想を策定し、令和4年2月に第五次基本計画を策定しました。

この実施計画は、第五次基本計画で定めた施策の実現と新たな行政需要に的確に対応するため、優先度の高い事業や継続実施が求められる事業のうち主要なものを主要事業として定めたもので、今後の予算編成の指針となるものです。

2 今後の財政状況

当市の財政状況については、令和3年度決算における経常収支比率は前年度比1.3ポイント減の90.8%となりましたが、これは、新型コロナウイルス感染症に伴う事業の中止や国税の上振れによる普通交付税の増額など、外的要因による一過性のもので、市税収入が減少するなど厳しい市の財政状況に変化はないものと考えています。

この実施計画に掲載した主要事業を実施していくためには、多額の経費が見込まれており、引き続き行政改革に関する取組を進め、歳入の確保と経費の縮減に努めていくとともに、持続可能な行財政運営に向けて、令和2年度に実施した業務分析の結果等を踏まえた事業の廃止や縮小による事業の最適化を進めていく必要があります。

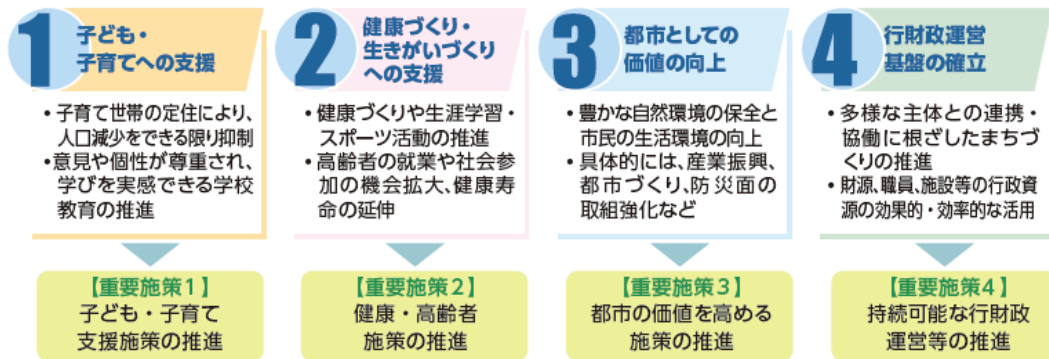
3 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和7年度の3年間とします。
毎年度、ローリング方式により見直しを行います。

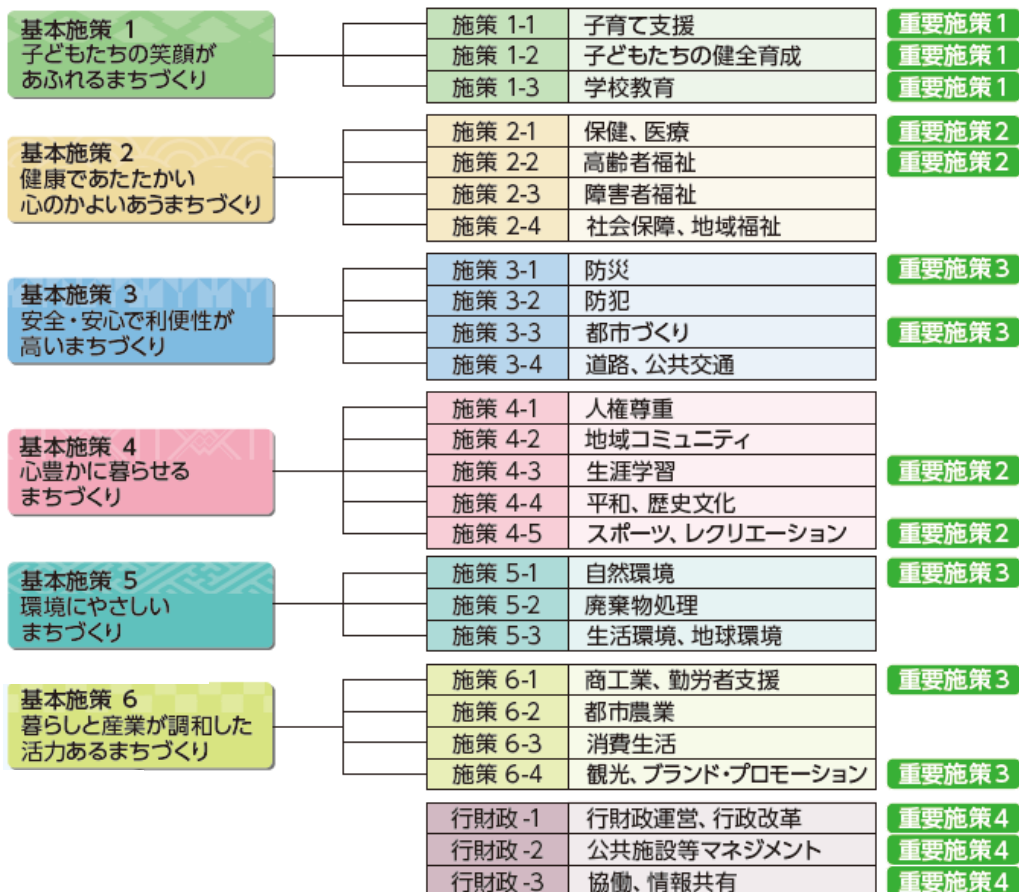
4 重要施策と施策の体系

第五次基本計画では、社会・経済情勢、市の財政状況、第四次基本計画の達成状況及び市民等の意見を踏まえ、まちづくりの主要課題を整理し、それに対応する施策を重要施策として設定しています。限られた行政資源(財源、職員、施設等)を最適に活用しながら、これらの施策を重点的・優先的に推進していきます。

重要施策



施策の体系



5 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、平成27年の国連サミットで採択された国際目標です。当市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えていることから、第五次基本計画で定めた施策を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

《図表 SDGsの17のゴールの内容》

| | | | |
|---|--|---|--|
|  | 目標1 貧困 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる |  | 目標2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | 目標3 保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |  | 目標4 教育 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 目標5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント ¹ を行う |  | 目標6 水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | 目標7 エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |  | 目標8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
|  | 目標9 インフラ、産業化、イノベーション 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション ² の推進を図る |  | 目標10 不平等 国内及び各国間での不平等を是正する |
|  | 目標11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |  | 目標12 持続可能な消費と生産 持続可能な消費生産形態を確保する |
|  | 目標13 気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |  | 目標14 海洋資源 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 目標15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |  | 目標16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 目標17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる | | |

出典：外務省国際協力局「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

¹個人的、社会的、政治的、経済的に「抑圧された状態に置かれた個人や集団が、自らの権利意識に基づいて、自己主張、自己決定、自己実現を行うことで、それまでに無視されてきた自己の権利を回復すること」を目的とした援助過程

²新技術の発明や新規のアイデアなどから、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと

